

区役所における 手話通訳の利用について

○設置手話通訳者とは

区役所の支援課にいる手話通訳者を、設置手話通訳者といいます。

○遠隔手話通訳とは

設置手話通訳者がいない日に、区役所にあるタブレットを使用して、他の区役所にいる手話通訳者につないで手話通訳をします。



- ・ 利用時間 午前9時から午後4時まで（12時から午後1時までは除く）
- ・ 利用料 無料

	月	火	水	木	金
西区			遠隔		遠隔
北区		遠隔		遠隔	
大宮区			遠隔		
見沼区				遠隔	
中央区	遠隔				遠隔
桜区		遠隔		遠隔	遠隔
浦和区		遠隔		遠隔	
南区			遠隔		遠隔
緑区	遠隔		遠隔		遠隔
岩槻区		遠隔		遠隔	